## (介護予防) 短期入所療養介護 利用料

●1日あたりの利用料金 ※ 下記の金額の他、加算一覧で○がついている金額が利用日数等に応じて別途加算されます。

介護度	基本サービス費		食費		合 計 ※3 食込の金額			
	1割負担	2割負担	3割負担	(1日3食)	居住費	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	836 円	1,672 円	2,508 円	1,600 円	(1日利用)	4,502 円	5,338 円	6,174 円
要介護 2	883 円	1,766 円	2,649 円	朝:380円		4,549 円	5,432 円	6,315 円
要介護3	948 円	1,896 円	2,844 円	昼:610円	2,066 円	4,614 円	5,562 円	6,510 円
要介護4	1,003 円	2,006 円	3,009 円	夜:610円	※注意 1	4,669 円	5,672 円	6,675 円
要介護 5	1,056 円	2,112 円	3,168 円	※注1		4,722 円	5,778 円	6,834 円

- ※注1 配偶者と世帯全員が市町村民税課税の場合の金額です。詳細は、下の表にある負担限度額をご覧ください。
  - ●加算一覧 (1割負担の方の場合)
    - ※ 加算一覧の○は常時加算となり、空白は要件が該当する場合に加算となります。
    - ※ 加算金額は1日あたりの金額となります。

## 短期入所療養介護

・加算料金(該当の場合のみ加算 / 1日当たりの料金に加算:円)

$\bigcirc$	送迎加算 #1、#2	184/片道
$\bigcirc$	夜勤職員配置加算	24 円
	個別リハビリテーション実施加算	240 円
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円
	緊急短期入所受入加算	90 円
	若年性認知症利用者受入加算	120 円
	重度療養管理加算	120 円
$\bigcirc$	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	51 円
	総合医学管理加算	275 円
	口腔連携強化加算	50 円
	療養食加算	8円
	認知症専門ケア加算(I)	3 円

	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4 円
	緊急時治療管理	518円
	生産性向上推進体制加算(I)	100/月
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10/月
$\circ$	サービス提供体制強化加算(I)	22 円
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 円
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	+75/1000
	介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	+71/1000
$\bigcirc$	介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	+54/1000
	介護職員等処遇改善加算(IV)	+44/1000

- ※注1 施設にて行き・帰りの送迎を希望した場合は、2回分の料金をご請求させていただきます。
- ※注2 利用した日数の介護保険合計額(食費・居住費等除く)に0.039を乗じた金額となります。

・その他料金(該当の場合その他のみ加算 / 利用頻度に応じて加算:円)

特別室 A (4室)	テレビ・冷蔵庫・リクライニングチェアー、スツール、木製チェスト・キャビネット等	1,100 円
特別室 B (36 室)	テレビ、折りたたみチェアー・木製チェスト、キャビネット等	330 円
日常生活品費	ティッシュペーパー、シャンプー、ボディソープ等の費用/日額	81 円
日市土伯四負	歯ブラシ(歯科医師推奨) /1本	43 円
教養娯楽費	レクリエーションで使用する材料費	実費
理髪料	カットのみ	1,545 円
私物洗濯代	業者委託費対応 / 定額制 月 (28日の場合): 6,300円(税込) 月 (29日の場合): 6,525円(税込) 月 (30日の場合): 6,750円(税込) 月 (31日の場合): 6,975円(税込) ※月途中の入退所の場合は日割計算【利用日数×225円(税込)】の契約となります。 ご希望の際は、別途契約書が必要となります。	※225 円 (日割の場合)
短期入所証明書	入所されていることの証明書を発行した場合	3,300 円
持ち込み品の電気使用料	テレビ 35 円:ラジカセ・ポット等 11 円/日額(特別室利用以外の方)	実費
支払証明書	領収書を紛失等した際の証明書発行料 / 1 通につき	1,100 円
個人情報開示手数料	個人情報に関する開示(面会簿・サービス提供の記録等)/1 通につき	2,200 円
四八日   秋  刀ハコ    数八日	書面での開示(コピー)を請求した場合/1 通につき	11 円
死亡診断書 施設において死亡診断書を作成・発行した場合		5,500 円

- #1 通常事業の実施範囲を超える地域の送迎を行った場合、介護保険上の送迎加算とは別に当施設が規定する送迎車輌使用料を 負担して頂く場合があります。
- #2 自宅以外(医療機関・介護施設等)から施設への送迎を行った場合、介護保険上の送迎加算ではなく、別に当施設が規定する送迎車輌使用料を負担して頂きます。
- ※ 上記 #1・#2の場合は、別に書類(使用同意書)を作成していただく事となります。
- ※ その他利用料金につきましては、税込表示となっております。
- #3 利用者(身元引受人)の意向により、介護保険給付外サービスの提供を実施した場合は基本サービス費及び加算にかかる費用は全額自己負担(10割負担)となります。また、滞在費・食費において負担限度額認定適用の場合も介護保険給付外サービスの利用期間は適用外となり、1日あたり 滞在費 2,066円 食費 1,600円をご負担いただく事となります。

## 負担限度額

施設サービス(短期入所療養介護も含む)を利用するにあたり、所得が少ない方の負担が重くならないよう、所得に応じて 負担限度額を設けております。下記の要件に該当する場合は、市区町村の役所内にある介護保険担当窓口にて申請して頂くと 食費および居住費の減免が受けられます。

区分	適用要件	食 費	居住費
第4段階	下記以外の方	1,380 円/日	2,066 円/日
第3段階	配偶者と世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超える方 本人の預貯金等が1000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて2000万円以下)	1,000 円/日	1,370 円/日
第2段階	配偶者と世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方 本人の預貯金等が1000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて2000万円以下)	600円/日	880 円/日
第1段階	配偶者と世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金または生活保護受給者の方	300 円/日	880 円/日